

.....
平成15年 第1回 3月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成15年3月3日(月曜日)

.....
議事日程(第1号)

平成15年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意第1号 教育委員会の委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第1号議案 平成14年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 第2号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第4号)
- 日程第 6 第3号議案 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第 7 第4号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第 8 第5号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 第6号議案 平成14年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第
3号)
- 日程第10 第7号議案 平成14年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)
(日程第4~第10 提案理由説明)
- 日程第11 第18号議案 中間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第12 第19号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委
員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第13 第20号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正す
る条例
- 日程第14 第21号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第22号議案 中間市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
(日程第11~第15 提案理由説明)
- 日程第16 第23号議案 中間市市民プール建設基金条例を廃止する条例

(日程第16 提案理由説明)

日程第17 第24号議案 中間市まなびの森基金条例

日程第18 第25号議案 中間市職員倫理条例

日程第19 第26号議案 中間市法定外公共物の管理に関する条例

(日程第17～第19 提案理由説明)

日程第20 第27号議案 土地改良事業の施行について

(日程第20 提案理由説明)

日程第21 第8号議案 平成15年度中間市一般会計予算

日程第22 第9号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第23 第10号議案 平成15年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第24 第11号議案 平成15年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第25 第12号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第26 第13号議案 平成15年度中間市老人保健特別会計予算

日程第27 第14号議案 平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第28 第15号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第29 第16号議案 平成15年度中間市水道事業会計予算

日程第30 第17号議案 平成15年度中間市病院事業会計予算

(日程第21～第30 提案理由説明)

日程第31 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 岩崎 三次君	2番 中家多恵子君
3番 井上 久雄君	4番 植本 種實君
5番 山本 慎悟君	7番 山本 貴雅君
8番 宮下 寛君	9番 青木 孝子君
10番 久好 勝利君	11番 佐々木正義君
12番 堀田 英雄君	13番 福田 一則君
15番 香川 実君	16番 古野 嘉久君
17番 岩崎 悟君	19番 上村 武郎君
20番	21番 片岡 誠二君
22番 米満 一彦君	23番 穴井光午郎君
24番 杉原 茂雄君	

欠席議員（3名）

6番 野村 重利君 14番 山之内 智君
18番 須本 武雄君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	・	・	・	・	大島 忠義君	助役	・	・	・	・	松下 俊男君
収入役	・	・	・	・	藤井 紅三君	教育長	・	・	・	船津 春美君	
総務部長	・	・	・	・	上田 献治君	市民経済部長	・	・	・	貞末 伸作君	
民生部長	・	・	・	・	勝原 直輝君	教育部長	・	・	・	工藤 輝久君	
建設部長	・	・	・	・	中木 陞君	水道局長	・	・	・	小南 哲雄君	
市立病院事務長	・	・	・	・	田中 茂徳君	消防長	・	・	・	中村 忠雄君	
合併問題対策室長	・	・	・	・	・	・	・	・	・	村田 育男君	
秘書課長	・	・	・	・	白尾 啓介君	企画課長	・	・	・	行徳 幸弘君	
総務課長	・	・	・	・	烏井 政昭君	財政課長	・	・	・	牧野 修二君	
経済振興課長	・	・	・	・	金子 行房君	人権推進課長	・	・	・	中村 次春君	
健康増進課長	・	・	・	・	柴田 芳夫君	介護保険課長	・	・	・	是永 勝敏君	
土木課長	・	・	・	・	是松 俊彦君	下水道課長	・	・	・	須澤 広則君	
生涯学習課長	・	・	・	・	津田 正人君						

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君 次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君 書記 末廣 誠君
.....

午前10時00分開会

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。会議に入ります前に市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。中継基地についてご報告を冒頭にさせていただきたいと思います。その中身は可燃ごみ中継基地についてでございます。

可燃ごみ処理につきましては、岡垣清掃センターにおける処理は、平成18年度をもって地元地域住民との協定により、最終処分地以外は閉鎖することになっておるわけでございます。その後の処理につきましては、事務組合におきましてかねてより北九州市と協議を進めておりましたが、既に報道等でご承知のとおり昨年3月に北九州市議会が受け入れを表明しておりまして、その条件の一つとして北九州市の処理場周辺住民の配慮と交通緩和対策のため、中継基地建設が義務づけられております。

この中継基地の建設用地につきましては、一昨年7月に事務組合代表理事から委嘱を受けました組合、助役を会長において関係市町担当課長等の構成によりまず一般廃棄物中継基地用に検討委員会を設置をいたしました。委員会では理事会において提示をされました岡垣の岡垣清掃センター用地、中間市のリサイクルプラザ多目的広場、水巻町の吉田ボタ山整備地の三つの候補地について、現地視察を含めて検討を重ねてまいり、昨年7月に岡垣清掃センター敷地内がもっとも適しているとする具申書が代表理事に対して提出をされました。具申を受けまして理事会で審議され、昨年11月に同地を中継基地建設用地の候補地にすることが決定をされました。その後、事務組合会議の全員協議会に理事会の方針が報告をされ、組合議会の常任委員会におきましては継続審議となり、鋭意審議され、本年1月に了承をされました。これを受けて事務組合では本年2月6日と7日に地元区長に対して申し入れを行ったところでございます。

以上、報告を申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しております。これより平成15年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してありとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1．会期の決定

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり本日から3月26日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

.....

日程第2、同意第1号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第2、同意第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

同意案第1号教育委員会の委員の任命について、ご提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります柳澤欣彌氏の任期が、本年3月22日で満了いたします。

つきましては、教育行政に高い見識を有しておられます同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めらるものであります。

よろしくご同意のほど、お願い申し上げます。

議長(岩崎 三次君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員(9番 青木 孝子君)

卒業式や入学式のシーズンになり、学校で日の丸掲揚や君が代が斉唱が行われますが、内心の自由は守られなければなりません。ところが、昨年中間市の小中学校の卒業式において、君が代斉唱の際に起立しないことを理由に、これまで案内をしていた議員に案内状を送付しないという事態が生じました。戦後、日本の憲法体制が変わったのに国旗、国歌をどうするかということについて国民的な討論がないまま、また法的な根拠のないまま、

いつのまにか戦前の状況を復活させて、君が代が国歌だ、日の丸が国旗だという扱いを始め、教育の場にも押しつけてきました。

アメリカはじめサミット諸国のどこの国でも憲法が保障している国民の思想、良心の自由を侵して国旗、国歌に対する態度を教育の場に強制するようなことは全くしておらず、それは近代国歌の常識になっております。国旗、国歌を法制化するにあたり、政府は国民に対して国旗の掲揚、国歌の斉唱を義務づけるものではないと言っております。また、衆議院文教委員会でも、教育にあたる学校の教員が憲法に保障された基本的人権であります内心の自由にまで立ち入って強制すると判断されるような教育活動を行ってはならないと言っています。

2002年6月の国会で、日本共産党の国会議員が「日の丸、君が代」法をめぐる学校現場での内心の自由について文部科学相の見解をたずねると、良心あるいは思想の自由は憲法上の個人の内心の自由として絶対に守らなくてはならないと、こう答弁しています。

昨年の学校がとった行為は、卒業式や入学式で君が代斉唱の際に起立しないものを事実上排除し、君が代を強制するものとなっており、憲法19条思想及び良心の自由を侵すものとして日本共産党議員団は教育委員会に申し入れをいたしました。

今回、教育委員として再任の同意を求められている柳澤氏は、卒業式や入学式は儀式なので学校長の行為は当然のことと肯定しています。こうした見解は儀式という名で憲法にも抵触するものを、学校という場で児童と親並びに参加者に押しつけることの重大性についての認識が欠落していると言わねばなりません。

日本共産党市議団は、以上の理由から柳澤氏の教育委員としての承認には反対いたします。以上です。

議長（岩崎 三次君）

ほかに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意第1号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（岩崎 三次君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（岩崎 三次君）

投票用紙を配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(岩崎 三次君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2番 中家多恵子議員	3番 井上 久雄議員
4番 植本 種實議員	5番 山本 慎悟議員
7番 山本 貴雅議員	8番 宮下 寛議員
9番 青木 孝子議員	10番 久好 勝利議員
11番 佐々木正義議員	12番 堀田 英雄議員
13番 福田 一則議員	15番 香川 実議員
16番 古野 嘉久議員	17番 岩崎 悟議員
19番 上村 武郎議員	21番 片岡 誠二議員
22番 米満 一彦議員	23番 穴井光午郎議員
24番 杉原 茂雄議員	

.....

議長(岩崎 三次君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(岩崎 三次君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により立会人に久好勝利君及び香川実

君を指名いたします。よって両君の立会いをお願いします。

(開票)

議長(岩崎 三次君)

投票の結果を報告いたします。投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 9 票、反対 10 票。以上のとおり賛成少数であります。よって、同意第 1 号についてはこれを同意しないことに決しました。

.....

日程第 3 . 承認第 1 号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第 3、承認第 1 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

承認第 1 号、平成 14 年度中間市一般会計補正予算(第 3 号)につきましては、専決処分といたしましたのでご報告申し上げます。

専決処分の内容といたしましては、昨年 12 月に県が実施いたしました恒生地区内の県道拡幅工事に伴います埋蔵文化財試掘調査で、新たな遺跡、通称「村遺跡」が発見をされました。市として緊急に発掘調査をする必要が生じたので、349 万円を教育費に計上したものであります。

歳入につきましては、「村遺跡」の発掘調査費として、全額県補助金を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも 349 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 168 億 4,342 万 6,000 円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(岩崎 三次君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第 1 号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により、採決いたします。ただいま議題となっております承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

.....

日程第4．第1号議案

日程第5．第2号議案

日程第6．第3号議案

日程第7．第4号議案

日程第8．第5号議案

日程第9．第6号議案

日程第10．第7号議案

議長（岩崎 三次君）

次に日程第4、第1号議案から日程第10、第7号議案までの平成14年度補正予算7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第1号議案から第7号議案までの提出理由を一括して申し上げます。

初めに、第1号議案平成14年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、今回の補正予算は年度の最後の補正予算でありますので、不用額等の調整が主なものであります。

総務費では、退職金1億700万円を計上いたしており、本年度の退職金総額といたしましては3億2,030万円となっております。

民生費では、1月の国の補正予算におきまして認められました保育所の建設事業費3億8,000万円を計上しており、本予算につきましては全額15年度へ繰越事業といたします。

また、生活保護費では、医療費等の増加に伴い、4,790万円を計上いたしております。

商工費では、国の地域振興整備公団が行ってございました鞍手・宮田工業用水道事業を、福岡県企業局が引き継ぐことに伴い、給水地区であります中間市外4町で同企業局に資金

の貸し付けを行うものであります。

総事業費7億1,100万円で発足することになり、中間市の負担は1億8,000万円の貸付金を計上いたしております。

以上が歳出の主なものであります。

歳入の主なものにつきましては、市税では6,200万円を、地方消費税交付金では1,000万円を計上し、国庫支出金及び県支出金では、保育園の建設事業費補助金等であわせて1億3,310万円を計上いたしております。

市債といたしましても、同建設事業費といたしまして2億3,470万円、さらに鞍手・宮田工業用水道対策事業として貸付金と同額の1億8,000万円の借り入れを計上いたしております。

以上により歳入歳出とも9億2,470万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,812万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第2号議案平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。歳出の主な内容といたしましては総務費では給与改定による人件費等の減額を55万円計上し、また保険給付費では6,245万円の増額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険税の減額分1,500万円、国庫支出金で3,473万円、一般会計からの繰入金1,397万円の減、諸収入5,614万円の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも6,190万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,791万円とするものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に第3号議案平成14年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、予算の最終調整に伴う補正で、終末処理費を89万円減額し、下水道施設改良基金費を988万円増額しております。

以上の歳出に充当する歳入につきましては、使用料及び手数料を345万円、前年度繰越金を453万円、諸収入を109万円増額補正しております。

以上により、歳入歳出それぞれ899万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億499万円とするものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第4号議案平成14年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、受益者負担金の一括納付報償費の増額と、北九州市下水処理負担金の減額及び工事に伴う支障物件移設補償費の増額、流域下水道事業費の確定に伴う

減額及び本年度起債償還額の確定に伴う公債費の増額補正を行うもので、歳出につきましては一般管理費を3,520万円減額し、建設費を22万円増額、公債費を134万円増額しております。

以上の歳出に充当する歳入につきましては、使用料及び手数料を1,228万円、繰入金852万円を増額し、市債を1,550万円減額し、及び歳入欠陥補てん収入を5,671万円減額補正するものであります。

以上により歳入歳出それぞれ3,392万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,524万円とするものであります。よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

次に、第5号議案平成14年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳出につきましては総務管理費483万円を計上いたしております。歳入につきましては繰越金として310万6,000円、一般会計からの繰入金172万4,000円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも483万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,816万円とするものであります。よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

次に、第6号議案平成14年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では保険給付費が昨年10月に推計した見込み額よりもさらに0.8%の伸びが見込まれたことから、1,784万円の増額と、総務費では職員手当等の義務的経費で709万円、基金積立金では301万円のそれぞれ減額いたしております。

また、歳入については、歳出の保険給付費の増額に伴う負担割合、国庫支出金25%分、448万円、支払い基金交付金33%分、588万円、県支出金及び市繰入金それぞれ12.5%分の223万円の増額と、総務費減額によりその他一般会計繰入金を709万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ774万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,597万円とするものであります。よろしくご審議をお願いをいたします。

次に、第7号議案平成14年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

医業収益に3,441万4,000円の減額補正を計上しております。その主なものは入院収益1,335万8,000円の増額、外来収益4,772万円の減額であります。

その主な理由として入院患者数は当初予定数より減少したものの、人工透析患者の増加及び手術収入の増加に伴う収入増によるものであります。

一方、外来患者は当初予定数より減少したことから、医療制度のマイナス改正による収入減によるものであります。

また、医業外収益に265万円の増額補正を計上しております。

支出におきましては、医業費用に2,475万円の減額補正を計上いたしております。その主なものは給与費3,925万6,000円、経費62万1,000円の減額及び材料費1,551万2,000円の増額であります。その主な理由として人工透析患者の増加及び手術収入の増加に伴う診療材料費及び検査委託料の増額によるものであります。

また、医業外費用97万9,000円、特別損失10万円をそれぞれ減額補正をいたしております。

その結果、病院事業収益として3,176万4,000円の減額、病院事業費用として2,582万9,000円の減額をそれぞれ補正をいたしております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入に471万6,000円の増額、また資本的支出につきましては707万6,000円の増額補正を計上しております。これは資本的収入及び支出とも企業債償還金による一般会計負担金及び企業債保管金返済によるものであります。

以上、概略を説明いたしました但よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております補正予算7件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第11．第18号議案

日程第12．第19号議案

日程第13．第20号議案

日程第14．第21号議案

日程第15．第22号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第11、第18号議案から日程第15、第22号議案までの条例改正5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

一つだけ訂正をさせていただきたいと思っております。一番最後に企業債保管金って申し上げましたけれども、企業債償還金でございますので、大変申しわけありません。

第18号議案から第22号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに第18号議案中間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本市の財政事情は、交付税や税収入等の歳入が減少する一方、行政ニーズの多様化等に伴い、歳出が増大傾向を示し、今後好転の兆しが見えないまま、極めて逼迫した状況に陥ろうといたしております。

そこで、抜本的な財政基盤の建て直しを図るため、昨年10月に助役をトップとして部長級職員で構成をいたします緊急財政対策推進委員会を発足をし、あらゆる角度から歳入の確保並びに歳出の抑制について討議いたしました。

今議会でご提案いたしております新年度予算につきましては、この委員会で検討された結果を反映させ、さまざまな面で歳出の抑制措置を図っているところであります。

ここにお諮りをいたします政務調査費の削減につきましても、同主旨に基づきご提案をさせていただくものでありますが、具体的な削減内容といたしましては四半期ごとに交付されます議員一人当たりの月額3万円の政務調査費を1万円減額し、2万円とするものであります。もとより政務調査費は議員活動の調査研究に資するための必要な経費であることは十分認識をしておりますが、本市の財政事情につきましては議員の皆さん方の深いご理解を賜りご協力をお願いいたす次第であります。ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

次に、第19号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の報酬及び給与につきましては、特別職報酬等審議会に諮問をし、去る1月29日に審議の結果を答申書としていただいております。このことは2月10日号の広報なかまでお知らせをいたしておりますので、既に皆様ご承知のことと思っております。

今回の答申は、最近一段と厳しさを増してきた経済、雇用情勢下での民間企業での賃金改定状況や人員の削減状況、加えて昨年12月議会にご提案いたしましたとおり、人事院設置以来初めてとなるマイナスの人事院勧告、また優秀な人材確保のための所得保障の是非等、さまざまな角度から熱心なご討議をいただきましたが、結果としてマイナス2.5%改定と大変厳しい答申内容となっております。

このたびの条例改正はこの答申内容を尊重し、関係方面と十分協議を行い、おおむね答申どおりのマイナス2.5%の改正内容としてお諮りするものであります。ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

次に、第20号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する提案理由を申し上げます。

先の12月議会で本市の財政事情を考慮し、特別職の給与と一般職職員の管理職手当のカットにつきましては、既にご報告いたしているところでございますが、今回の提案はこの減額措置に加え、調整手当、給与、期末手当をさらに削減しようとするものであります。

まず、調整手当につきましては、一般職職員及び特別職の職員の支給率を現行の

3.5%から3%に、医師の支給率を7%から6%にそれぞれ0.5%及び1%引き下げをいたします。

次に、市長を始めとした四役の給料につきましては、平成16年3月までの間、さきの19号議案のマイナス2.5%に改定に加え、さらにその支給額を市長及び助役の給料につきましては5%、収入役及び教育長の給料につきましては2.5%削減し、合計して市長及び助役の給料を7.5%、収入役及び教育長の給料を5%削減するものであります。

さらに、平成15年6月に常勤の特別職と一般職の職員に支給されます期末手当につきましては、それぞれ0.1カ月分減額措置を実施いたすことについてあわせてお諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第21号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正の内容は、介護保険法に基づき第1期介護保険事業計画の見直しを行うもので、これに伴い介護保険料の変更が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。具体的には見直しされた第2期介護保険事業計画は平成15年度から17年度までの3カ年計画でこの間の高齢者数、介護認定者数、居宅サービスの利用率、施設入所者数等を過去の実績をもとに推計したもので、昨年4月に設置されました中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会で9回にわたり慎重に審議検討され、本年2月6日に答申されたものであります。

改正された介護保険料は現行の基準額、これは第3段階で月額3,050円が3,450円と400円の引き上げで伸び率は13%になっております。今後、高齢者がふえる中、介護保険制度の役割は大きいものと思われまことに、介護保険事業の安定的運営を図ってまいりたいと考えております。以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第22号議案中間市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この制度の改正の主なものは青少年対策に関する事務が平成15年4月1日をもって、教育委員会から市長部局に移管されることに伴う改正であります。

現在、青少年対策に関する事務は青少年教育を所掌する教育委員会が所管いたしております。中間市青少年問題協議会は、その青少年対策について協議し意見を具申する機関として青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法に基づき、昭和38年10月に設置されたものであり、以来青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について調査審議を行う本庁青少年対策の中核的組織であります。

ご承知のように、近年の青少年犯罪の多様性、凶悪さはまことに憂うべき状態にありまして、警察機関とも連携しながら専門の部署による青少年対策が急務であるとの認識のもと、昨年1月1日付で総務部に青少年の非行防止と防犯対策事務を掌理する明るいまちづくり推進室を設置いたしました。青少年問題協議会の会長には、市長をもって充てること

が法律上定められており、この青少年の非行防止に関する事務については、市長部局において全市的に取り組んでいく必要があることから、このたび移管するものであります。

また、国において中央省庁等改革のための行政組織関係法律の整備が行われた際に、青少年問題協議会条例の設置根拠である法律の題名が、地方青少年問題協議会法と改正されておりますので、これに伴う改正もあわせて提案するものであります。以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております条例改正5件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第16．第23号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第16、第23号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第23号議案中間市市民プール建設基金条例の廃止についての提案理由を申し上げます。本条例は、平成8年10月に中間市市民プール建設積立基金として制定をされ、平成14年度末までに3億円を積み立てすることとなっております。昨年の12月の定例議会におきまして、市民プール積立基金についてのご質問のときにお答えいたしましたとおり、現下の厳しい財政状況の中で新たに市民プールを建設することは非常に困難な状況であります。

このまま、本基金を継続することにより、この財源をもって新たな基金を設置し、より有効的な基金の活用を図ることとし、このことから平成15年4月1日付をもって本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第23号議案に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第17．第24号議案

日程第18．第25号議案

日程第19．第26号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第17、第24号議案から日程第19、第26号議案までの条例制定3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第24号議案から第26号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第24号議案中間市まなびの森基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成2年1月に国の中央教育審議会から生涯学習の基盤整備について答申が出され、生涯学習の推進体制、地域における生涯学習の中心機関、学習活動、重点地域、民間教育事業の支援のあり方などについての基本的方向が明らかになり、同年7月には生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、いわゆる生涯学習振興法が施行され、全国の市町村においての推進体制の整備が図られております。

本市におきましても、平成9年に市長を本部長とする中間市生涯学習推進本部が設置をされ、さらに平成11年3月には中間市生涯学習基本計画を策定し、本格的に生涯学習を推進しているところであります。

本計画の中で、生涯学習の推進の方策として生涯学習施設の整備充実を掲げ、市民の方々に多様な学習機会を提供するために、生涯学習関連施設の整備充実が重要であると記され、重点施策として中央公民館を初め市民図書館、歴史民俗資料館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、なかまハーモニーホール等社会教育関係施設、また社会体育施設として体育文化センター、野球場、テニス場、武道場等の整備充実に努めてきましたが、このような施設におきましても建設当初からかなりの年数が経過しておりまして、一部建てかえも必要な施設も出てきております。

今後、このような施設には多額の予算が必要となりますことから、生涯学習の推進を図るため、社会教育施設や社会体育施設の新設及び改善費用にと、幅広く活用ができる基金として本条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第25号議案中間市職員倫理条例について提案理由を申し上げます。

本条例の制定に関する進捗状況は、前回の議会でご報告申し上げておりましたところですが、去る1月24日、中間市職員の公務員倫理に関する条例制定懇話会から条例制定に関する答申書をいただきました。このことは同日の新聞等でも報道されましたので、既に皆様ご承知のことと思っております。

今回、ご提案いたします中間市職員倫理条例は、同懇話会で6回にわたる熱心なご審議をいただきまして提出された答申書に基づき、執行部でさらに検討を重ね、ここにお諮りするものであります。

条例の骨格は、職員に対して厳しく法令遵守を求めることはもちろんであります。市民の責務、利害関係者との接触規制、さらには外部審査会による調査監視システムの設置規定等が盛り込まれております。中でも、不当要求行為が職員に対してなされた場合に、当該職員に対し拒否義務を課すとともに、上司への報告義務を明示し、職員倫理確立のた

めに、より具体的で実効性のある内容となっているものと自負しているところであります。

いずれにいたしましても、本条例の第1条に規定しておりますとおり、この条例が公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに民主的な市政の運営に資する条例となるよう、なお一層努力してまいり所存であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第26号議案中間市法定外公共物の管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

平成11年7月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第113条により、国有財産特別措置法の一部が改正をされ、同法第5条第1項第5号に里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産については、市町村に譲与し、機能管理・財産管理とも市町村の自治事務となりました。

本市におきましても、平成12年度から国に対し、当該用地の譲与申請を行ってまいりましたが、本年度国からの譲与手続がすべて完了し、今後は本市においてこの法定外公共物の使用の適正を図るため、本条例を制定するものであります。

これにより里道・水路等の土地所有者としての管理権限の所在が明確になるほか、地域住民の要請にこたえつつ、適切に維持・管理をすることができ、また改修やつけかえ等の工事を自主的判断において行うことが可能になるなど、そのメリットは大きいものと考えられます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております条例制定3件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第20．第27号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第20、第27号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第27号議案土地改良事業の施行について、提案理由を申し上げます。

上底井野神手地区の農業用排水路は、土水路断面であるため、用排水の流通障害を起こしております。このため、平成15年度から2カ年計画で農林水産省による基盤整備促進事業を施行し、水路を改修することにしております。事業の概要といたしましては、全長2,290メートル、受益面積11ヘクタール、総事業費6,026万4,000円であり、平成15年度及び平成16年度において予算計上する予定であります。

当事業の施行認可を福岡県知事に申請するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決が必要でありますのでこのたび上程いたすものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております第 27 号議案に対する質疑は 3 月 5 日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

.....

日程第 21 . 第 8 号議案

日程第 22 . 第 9 号議案

日程第 23 . 第 10 号議案

日程第 24 . 第 11 号議案

日程第 25 . 第 12 号議案

日程第 26 . 第 13 号議案

日程第 27 . 第 14 号議案

日程第 28 . 第 15 号議案

日程第 29 . 第 16 号議案

日程第 30 . 第 17 号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 21、第 8 号議案から日程第 30、第 17 号議案までの平成 15 年度予算 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第 8 号議案から第 17 号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第 8 号議案平成 15 年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。

平成 15 年度の予算編成に当たっては、現下の極めて厳しい財政状況をかんがみ、昨年 10 月に発足させました各部長級レベルを中心といたしました緊急財政健全化推進委員会を中心に予算編成を行いました。平成 14 年度において掲げました生活環境整備、少子高齢化対策、健康づくり事業、生涯学習推進の四つの柱を中心に再検討を行い、総合的・機動的な行政運営の確立を目指し最大限の努力をいたしましたが、歳入であります市税、あるいは交付税等の減収は大きく、本年度も各基金からの繰入金によって穴埋めしなければならない結果となっております。今後は、この緊急財政健全化推進委員会が策定いたしました今後の 3 カ年計画を本格的な財政再建の第 1 歩と位置づけ、最大限努力する所存であります。

あわせて長期的には行政改革推進本部委員会を中心に財政構造改革をさらに進めてまいります。今後とも市民あるいは議員の皆様方のご協力を賜り、この最大の難局を打破していく覚悟でございます。

まず、歳出予算の主なものですが、総務費では、国が進めている電子政府を目指し、国

と市町村の情報の一元化を図るため今まで郵便物で処理していた情報を電子情報によって伝達するL G W A N構想など、情報化推進費として新たに2,000万円の経費を本年度は計上いたしております。

また、本市以外で住民票がとれるようにするために必要な住基カード整備事業として1,200万円を、さらに今年度より市税の滞納徴収に力を入れるため、国税庁OBによる専門指導員の報償費を計上し、市税等の徴収に全力を注ぐつもりであります。

民生費におきましては、本年度より県の事業でありました精神障害者福祉事業を市が行うようになりしたことにより、精神障害者のためのホームヘルプサービスと、精神障害者実態調査及び地域生活支援センター開設費などの経費として4,700万円を計上いたしております。

また、高齢者に対してきめの細かいサービスを提供するために、新たに基幹型在宅介護支援センターを福祉会館ハピネスなかまに開設するものであります。

衛生費では、国庫補助事業で平成15年度及び16年度の2カ年で環境基本計画の策定を行い市民が安全で暮らしやすい環境づくりを目指すものであります。

農林水産業費では、農家に対する支援策としてコンバインの購入費等に役立てるために競争力ある土地利用型農業支援事業を農家及び県と行うために1,000万円を計上いたしております。

商工費につきましては、商店街の活性化事業といたしまして商店街街路灯設置補助金420万円を計上いたしております。

土木費におきましては、昨年に引き続き生活道路や市営住宅等の改善など、市民の生活環境整備を主要な施策として取り組みを行っております。特に本年は県が行っております遠賀橋かけかえ工事がほぼ完成することにより、市の負担金として5,000万円を計上しております。

また、公共下水道事業特別会計への繰出金が昨年度より1億6,300万円増加し、5億1,300万円計上し、大幅な伸びとなっております。

消防費では、新たに水槽付消防ポンプ自動車を損害保険協会から寄贈を受けまして、この消防車に必要な備品等を備えるために負担金を1,800万円を計上いたしております。

教育費では、4本柱の一つであります生涯学習の推進を図るためまなびの森基金を新たに創設し、その基金を活用いたしまして屋島公園内の幼児用プールの改修費3,000万円を計上いたしております。

以上が歳出予算でございます。

次に、歳入予算でございます。中間市の歳入予算の根幹であります市税及び地方交付税予算につきましては、長期化している景気の低迷及び固定資産税の評価替などから市税では前年より3.2%の減で36億9,000万円、地方交付税につきましては1.8%の減額で55億5,200万円を計上いたしております。

そのほか国庫支出金 31 億 6,100 万円、県支出金 6 億 7,900 万円につきましては、昨年まで県の事業でありました精神障害者事業及び児童扶養手当給付事業が市の事業になり、国、県より負担金が交付されることにより大幅な増額となっているものであります。

繰入金につきましては、市民プール建設積立基金の廃止に伴います繰入金 3 億円と、歳出の財源不足のための繰入金 5 億 2,600 万円を計上いたしております。

また、市債におきましては 15 億 1,400 万円と昨年より 4 億 3,700 万円増加となっております。これは臨時財政対策債が昨年より 4 億 5,300 万円増加し、9 億 4,000 万円となったためであります。

以上により、平成 15 年度の一般会計の当初予算は歳入歳出それぞれ 169 億 1,570 万円と前年度と比較して 7 億 1,667 万円、率にして 4.4% の増額予算となっております。

次に、第 9 号議案平成 15 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては保険給付費 25 億 9,900 万円、老人保健拠出金 11 億 3,800 万円、介護納付金 1 億 9,900 万円、共同事業拠出金 7,200 万円、その他一般的経費 1 億 421 万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税は医療費給付分保険税に 12 億 7,870 万円、介護給付金分保険税 7,260 万円、国庫支出金 17 億 1,250 万円、療養給付費交付金 5 億 8,620 万円、共同事業交付金 7,110 万円、繰入金 2 億 7,310 万円、諸収入等 1 億 1,801 万円を計上いたしております。

以上により予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41 億 1,221 万円であります。

今後とも国保財政の健全化に向け、なお一層の歳出の節減とともに歳入の確保に最大限努力してまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第 10 号議案平成 15 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、公債費に 4,871 万 9,000 円計上いたしており、これは起債に伴う元利償還金であります。この歳出に充当する歳入につきましては、公債費の利子に対する県の利子補給金として県支出金に 747 万 8,000 円、貸付金の元利収入として諸収入に 4,124 万 2,000 円計上いたしております。

以上により歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,872 万円とするものであります。今後とも貸付金の徴収に最大限努力する所存であります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第 11 号議案平成 15 年度中間市地域下水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、衛生費に 9,544 万円を計上いたしております。

次に歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料に 9,583 万円を計上いた

しております。

以上により予算の総額を歳入歳出それぞれ9,594万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第12号議案平成15年度中間市公共下水道事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

歳出の主なものとしたしましては総務管理費に2億5,783万円、下水道維持管理費に3,767万円、建設費に12億3,419万円、公課費に3億3,974万円を計上いたしております。

次に歳入の主なものとしたしましては、使用料及び手数料に1億2,220万円、国庫支出金に3億円、繰入金に5億1,300万円、市債に8億150万円を計上しております。

以上により予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,044万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第13号議案平成15年度中間市老人保健特別会計予算の提案理由を申し上げます。

歳出としたしましては、総務管理費1,460万円、医療諸費60億7,057万円で、平成14年度と比較して5%減となっております。

次に、歳入としたしましては、支払基金交付金39億1,217万円、国庫支出金14億3,948万円、県支出金3億5,940万円、一般会計からの繰入金3億7,212万円、諸収入200万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出予算額の総額はそれぞれ60億8,517万円となっております。

老人医療費は、高齢化社会の発展に伴い、年々増加をいたしておりますが、昨年10月の老人保健法等の一部改正により、原則1割負担の導入並びに老人医療の対象年齢が75歳以上に引き上げられたことに伴い、医療費の減少が見込まれます。老人医療制度の安定的な運営を確保するため、今後もより一層、予防医療の充実を図るとともに、医療費の適正化に向けて努力を重ねていく所存でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第14号議案平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計予算の提案理由を申し上げます。

歳出としたしましては、公共用地先行取得費を10万円計上いたしております。歳入につきましては、公共用地先行取得債を同額計上いたしております。

以上により、平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計予算は、歳入歳出それぞれ10万円とするものであります。

次に、第15号議案平成15年度介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の内容を申し上げますと、歳出の主なものとしたしましては、要支援、要介護者への介護サービス費等に充てる保険給付費 2 億 6,000 万円を計上いたしております。この費用は第 2 期介護保険事業計画の中でサービス量を推計された費用 2 億 2,000 万円のうち、一般会計からの繰入金との調整で 90%分を当初予算で計上したもので、予算総額の 91%を占めております。

そのほかに総務費として職員の人件費等に 1 億 2,346 万円、介護保険の財政運営のための財政安定化基金拠出金として 2 億 62 万円を計上いたしております。

次に歳入の主なものとしたしましては、歳出の保険給付費に対する負担割合であります国庫支出金 25%分 5 億 5,770 万円、支払基金交付金 32%分 6 億 9,205 万円、県支出金及び市繰入金 12.5%分、それぞれ 2 億 7,033 万円を計上いたしております。

また、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に定める第 2 期介護保険事業計画により、平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間のサービス等の見込額を確保するため、その 18%分に相当する金額 4 億 6,318 万円を計上いたしております。そのほかに職員給与等繰入金及び事務費繰入金として 1 億 643 万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,023 万円であります。

介護保険制度が開始をされて 3 年が経過、昨年には第 1 期介護保険事業計画の見直しが行われ、本年度から第 2 期介護保険事業計画が開始されます。今後はこの事業計画の推進と制度の安定的運営に鋭意努力してまいりたい所存であります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第 16 号議案平成 15 年度中間市水道事業会計の予算について提案理由を申し上げます。

本年度は給水戸数 2 万 6,420 戸、総水量 7 億 82 万立方メートルを見込み、これに対する給水業務を予定をしております。

水道施設の建設改良事業は、唐戸浄水場施設改良工事が終了したことから配水管の改良事業に力点を置く所存であります。

主な工事としたしましては遠賀橋架替に伴い県土木事務所が施工する右岸、左岸側の都市計画街路事業に関連をした県道犬王古月線及び県道中間引野線の配水管布設替工事ほか 19 件の工事を予定をいたしております。

このことから、本年度の建設改良事業は総事業費 4 億 1,799 万円をもちまして施工する考えであります。

次に、収益的収入及び支出につきましては水道事業収益 1 億 2,098 万円に対し、事業費用 1 億 3,483 万円が見込まれ、差引 1,615 万円、これは消費税込みでございますけれども、利益を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出においては建設改良事業費や企業債償還元金を含めて支出予

定総額6億3,782万円となり、これに対し収入額は企業債及び施設分担金等を含め3億2,707万円で差し引き3億1,075万円の収入不足が生じますが、この資金不足は当年度損益勘定留保資金等の内部資金で全額補てんいたします。

以上、当初予算の概略についてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第17号議案平成15年度中間市病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

病院事業収益に24億3,643万5,000円を計上しております。このうち医業収益に23億7,215万3,000円を計上いたしております。その主なものは入院収益13億7,400万円、外来収益9億2,163万円、その他医業収益7,652万3,000円であります。また、医業外収益として6,428万2,000円を計上しております。その主なものは他会計負担金2,724万1,000円、他会計補助金2,946万1,000円あります。

次に、病院事業費用に24億3,199万3,000円を計上しております。このうち医業費用に23億8,562万3,000円を計上しております。その主なものは給与費11億4,187万9,000円、材料費9億2,520万円、経費2億6,217万9,000円、減価償却費5,162万3,000円あります。また、医業外費用として4,627万円を計上し、その主なものは支払利息4,116万2,000円あります。

次に、4条予算の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入に1億2,361万4,000円を計上しており、その主なものは一般会計負担金7,461万3,000円あります。資本的支出に1億7,092万1,000円を計上しており、その主なものは固定資産購入費5,900万円、企業債償還金1億1,192万1,000円あります。なお、資本的収入及び支出の不足額4,730万7,000円は損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

以上、当初予算の概略を説明をいたしました。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております平成15年度予算10件に対する質疑は3月5日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

.....

日程第31．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さ

ん及び杉原茂雄君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時20分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 杉 原 茂 雄